

湖南省災害時受援計画（案）の策定について

1 経緯

甚大な被害をもたらした平成 28 年熊本地震の対応においては、被災地以外の地方公共団体や防災関係機関をはじめ、企業、ボランティア団体等により様々な種類の応援が行われた。熊本県および県内の被災市町村に対する都道府県からの短期職員派遣、各都道府県調整による民間団体等からの短期派遣を合わせると 6 万人以上の人的支援が実施され、災害対応に大きな役割を果たした。

一方で、広域的な応援・受援に具体的な運用方法・役割分担が未だに確立していないこと、応援の受入れにあたり都道府県と市町村の役割分担が明確でなかったことなど、被災地方公共団体における受援体制が十分に整備されていなかったことから、大きな混乱が見られた。

これらを受け、平成 28 年 12 月に「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書）」が取りまとめられ、内閣府において「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月）が策定された。滋賀県においても、平成 30 年度に「滋賀県地震防災プラン」に基づく「滋賀県災害時受援計画」が策定され、県、市町の連携を前提とした「市町災害時受援計画モデル」が示された。

このたび、本市においても過去の大規模災害への被災自治体の対応、内閣府のガイドライン等を踏まえ、「湖南省地域防災計画」に定める相互協力計画における応援・受援に関する取組みの詳細を規定するものとして、「湖南省災害時受援計画」を策定することとした。

2 本計画において規定する事項

- (1) 受援体制に関する事項
- (2) 人的支援の受入れに関する事項
- (3) 物的支援の受入れに関する事項
- (4) 受援対象業務ごとのシート作成等

3 受援力向上に向けた今後の取組み

- (1) 本計画の推進、見直し
- (2) 受援対象業務シートの作成・管理
- (3) 災害時応援協定の実効性強化
- (4) 受援に関する研修、本計画に基づく訓練の実施